

2023年12月8日

各位

会社名 株式会社 デジタルプラス  
住所 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号  
代表者名 代表取締役社長 菊池 誠 晃  
(コード番号：3691 東証グロース市場)

問い合わせ先 取締役 C F O 加藤 涼  
兼 グループ 本部長

TEL. 03-5465-0690

### 継続企業の前提に関する事項の注記に関するお知らせ

当社は、2023年9月期有価証券報告書において、継続企業の前提に関する事項について、下記の通り注記することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、定時株主総会の開催日に関してですが、決算短信では、12月22日（金）予定と公表しておりました。しかしながら、下記「継続企業の前提に関する事項の注記」が付されたことにより会計監査に想定以上の時間を要しました。その結果、定時株主総会を12月30日（土）に開催致します。

#### 記

当社グループは、2017年9月期以降継続的な営業損失を計上しており、当連結会計年度において277,586千円の重要な営業損失を計上しているほか、当期損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。また、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）を発行し、2023年8月31日に210,000千円を調達したものの、当該CBの財務制限条項に抵触しております。これらの結果、2023年9月末時点で継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しております。

当社グループでは、以下の対応策を講じることにより、こうした事象又は状況の解消及び改善に努めております。

まず、財務面においては、以下のような対応策を講じております。

・CBの財務制限条項に基づく繰上償還権の行使に対して、マッコーリー・バンク・リミテッドより2023年12月末の要約四半期連結財務諸表上の現金及び現金同等物残高から2024年7月までの借入金等支払返済予定分を除いた金額がCB残高の105%以上を維持すること等の条件を基に2023年12月31日に終了する要約四半期連結財務諸表が公表された日もしくは2024年2月29日のいずれか早い日まで、繰上償還権行使の猶予を受けております。当該期間経過後も当社グループの事業、財政状態及び株式の取引高に重要な変化が生じない場合、同じプロセスにより繰上償還権行使のWaiver（行使をしない意思表示）を発行することを同社に確認をいたしました。

・新たな資金調達の手始めに、即効性のある手段として、2023年12月6日に開催した当社取締役会で代表取締役社長が所有する資産管理会社から130,000千円を借入れることについて決議を行い、同日に金銭消費貸借契約を締結しております。その結果、2024年9月期第1四半期連結会計期間に借入れを実行する予定です。

・財政状態を勘案しながら、第三者割当増資、当社が保有する自己株式 100,000 株の処分及び第 11 回の新株予約権（行使価額修正条項付）の行使を通じた調達等の手段により必要な資金調達を実行する方針です。

次に、事業面においては、当連結会計年度で行った新たな事業の譲受や新たな事業会社の吸収合併等を実施しており、また、フィンテック事業の成長をさらに加速させ、当社グループの企業価値向上に努めております。

しかしながら、今後の資金調達の実行については、資金調達の成否及び調達時期や株価下落などにより当社グループの方針通りに必要な資金調達額を確保できない可能性があります。加えて、マッコーリー・バンク・リミテッドによる Waiver を継続的に得られるかどうかや事業運営により得られる今後の営業損益、キャッシュ・フローに及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

以 上